

第二回國會議院

治安及び地方制度委員會議錄第四十四号

昭和二十三年六月二十五日(金曜日)

午後二時十二分開議

出席委員

委員長 坂東幸太郎君

理事小森藤三郎君 理事千賀 康治君

理事松野 頼三君 理事門司 亮君

理事矢尾三郎君 理事坂口 主税君

大内 一郎君 大澤嘉平治君

大村 清二君 坂田 道太君

佐藤 通吉君 松浦 榮君

笠原 貞造君 菊池 重作君

松澤 兼人君 松谷天光君

矢後 嘉藏君 高橋 長治君

高橋 頼一君 小枝 一雄君

川崎豊治郎君

出席國務大臣

内閣總理大臣 青田 均君

大藏大臣 北村徳太郎君

文部大臣 森戸 辰男君

國務大臣 野海 勝君

出席府縣委員

總理府事務官 萩田 保君

委員外の出席者

專門調査員 有松 昇君

六月二十四日

賣春等処罰法案(内閣提出)(第一七二号)

同日

町村財政確保に関する諸議外一件(明禮輝三郎君紹介)(第一五九七号)

地方税財政制度改正に関する諸議(中島茂喜君外四名紹介)(第一六六一号)

地方自治法第九條の改正に関する諸議(中島茂喜君外四名紹介)(第一

第一類第二号

治安及び地方制度委員會議錄 第四十四号 昭和二十三年六月二十五日

六六二号)

自治警察費を國庫又は縣において全額負担の諸議(的場金右衛門君紹介)(第一六六三号)

自治警察並びに消防署の経費に対する財源の移譲に関する諸議(中島茂喜君外四名紹介)(第一六六四号)

市町村に税務調整委員会設置の諸議(的場金右衛門君紹介)(第一六六八号)

住民税の税額制限撤廃の諸議(的場金右衛門君紹介)(第一六九六号)

社会教育主事を市町村に常駐の諸議(的場金右衛門君紹介)(第一六九八号)

地方自治法の一部を改正する諸議(中島茂喜君紹介)(第一七一一号)

國の委任事務範圍明確化等に関する諸議(的場金右衛門君紹介)(第一七二〇号)

町村財政確保に関する諸議(明禮輝三郎君紹介)(第一七五二号)

地方税制改革に関する諸議(森直次君外四名紹介)(第一七六六号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

連合審査會開會に関する件

風俗營業取締法案(内閣提出)(第六三三号)

警察官等職務執行法案(内閣提出)(第二二四号)

市町村立学校職員給与負担法案(内閣提出)(第一三八号)

地方財政法案(内閣提出)(第一五八号)

地方配付稅法案(内閣提出)(第一六

二号)

地方稅法を改正する法律案(内閣提出)(第一六三三号)

〇坂東委員長 これより治安及び地方制度常任委員會を開會いたします。松澤君。

〇松澤委員長 この際お許しを得まして、地方財政制度改正に関する小委員会の報告をさせていただきます。と思ふのであります。

〇坂東委員長 緊急事項でありますから、松澤君に發言を許すことに御異議はありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

〇坂東委員長 それでは松澤小委員長。

〇松澤委員長 それでは簡単に御報告申し上げます。

去る五月十八日坂東委員長より指名されました地方財政制度改正に関する小委員は、私が小委員長として、委員各位の熱心なる御協力により、八回の會議を開き、本日の小委員会において最後の案の承認を得ましたので、ここにその結果を御報告いたしたいと思ひます。

一、政府決定の昭和二十三年度予算は、一つ、從來の税目の課率の引上げ、二つ、住民の過重負担となるべき新税の設定、三つ、多額の赤字公債の計上、四つ、多額に上る分税制度の残存、五つ、地方経費の節約等の方策によつて辛うじて收支の均衡をはかつたものにはならず、地方自治法に規定されている地方公共團體の自主、自

律性はほとんど考慮されていないし、地方住民の負担と犠牲の上に編成されているものでありますから、地方自治の拡充や財政的養つづけに何ら重要性を見出し得ないのであります。地方財政は、インフレーションの激化に伴い、人件費、物件費の増嵩と住民負担の限度到達のため、破局的窮乏に迫込まれているのであります。國の財政においてはインフレーションの進行にマッチする税目もありませんが、地方税にはこれがなく、市町村当局は財源の枯渇と金融のため日夜奔走している現状であります。さらに新憲法実施に伴う教育制度の改革、警察、消防の地方移譲など、政府は國費において最小限度の財政的保証をも與えず、新規経費の増額は地方財政にとつては致命的な打撃を與えているのであります。もとより中央集權的行政機構の打破、地方自治の拡充は望むところでありますが、これが財政的裏づけを欠いては、かえつて地方自治性の破壊となり、ために市町村長の職を辞するもの相次いでいるという状況を考へて見ますと、現在、この状態がいかに危ないものであるかといふことがわかるのであります。市町村長は職を辞すればあるいは責任は解除されるかも知れませんが、市町村の自治ははたしていつの日か確立するではありません。地方財政委員會は、この地方財政の窮乏を打開するために、地方税制度改正案を立案し、これを政府に提出して、この計画に基いて地方財政の確立をはかるべきことを進言したのであります。が、政

府は、これを全面的に採用せず、きわめて不徹底な妥協案を作成したのであります。そのため地方財政委員會のうち、自治体を代表する三名の委員は辭職してしまひ、地方財政委員會は委員三人以上の同意をもつて会務を決する」とあるように、委員會はまづたその機能を喪失してしまつたのであります。そも、地方財政委員會は、地方財政委員會法によつて組織され、國家公益と地方公益關係の自主權とが調和するように、地方財政の自主性を圖るため……計画を立案する」目的を有し、いわゆる普通の諮問機關と異なり、相當強力なる権能をもつていふものであります。しかるに政府は、この委員會の計画立案を全面的に採用せず、ために全國都道府縣知事、市町村長より痛烈なる反對を受け、政府並びに私共のところに毎日、數十、数百の陳情書が山積してゐるのであります。

二、委員會案と政府決定案の比較

小委員会において地方財政委員會案と政府決定案と比較検討して見ましたところ、この重要な相違点は、冒頭に述べましたごとく、次の通りであります。

一、從來あつた税目のうち著しく課率の引上げをなした点。

イ、地租及び家屋稅標準賦課率を本稅附加稅合せて百分の八十程度とする委員會案を地租百分の二百、家屋稅百分の二百五十とし

た。

ロ、住民稅の標準賦課額、府縣及び

市町村税合せて八百四十四程度とする原案を千円とした。

二、酒、タバコ消費税を中止した。と、委員会が融通性ある地方財源として熱心に希望した酒、タバコ消費税は、販賣価格の二割課税するとしても、二百四十億四程度徴収を見込まれていたものでありますが、政府はこれを認めなかつた。

三、多額の地方公債の計上、そのため、地方財源に窮した政府は、約二百七十億円の地方債を承認し、地方財政を著しく不健全なものとした。昨年度百十億円の起債すら消化に困難を感じた地方公共団体は、この多額の公債をいかにして現金化するこゝとができるか、政府及び地方が相当の努力をしても、百五十億四程度しか消化できないであらうと予想されるのであります。

四、地方経費の節約。公債消化の困難については、政府もこれを承認し、できるならば約三十億四程度ものを地方経費の節約によつて賄ふんとしているものでありますが、國の予算にはこれを要求せず、地方財政にこれを強制しようとするのは妥當でないものであります。

五、分県税の増額。委員会案は三百六十二億四としたが、政府はその増額率を増額して、三百八十七億四とし、約二十五億四を増額計上しておりますが、著しく地方財政の自主性を侵害しているものであります。

六、地方災害復旧基金、地方団体、中央金庫制度を削除したこと。地方財政の健全化をはかるためには、この二つの制度はせひとも必要で

ありますが、政府はこれを承認しない。

七、地方財政委員会案の支持。以上小委員会においては政府決定案と委員会原案とを比較検討した結果、次の点を除いて全面的に地方財政委員会原案を支持し、これが実現のためには本委員会でもさらに政府と折衝せられんことを望むとともに、特に酒、タバコ消費税は弾力性ある地方財源として、最も適當であると思われるので、ぜひともこれが実現を期していただきたいと思ふのであります。

委員会のうち特に削除または修正を要すると思われる事項、
一、医師、歯科医師、助産婦等の特別業務税の削除。
右の業務は法律において應招義務を規定しており、医療の社会化、医療負担の増額等の見地より、この税目は削除すべきであると考えられなければならぬと考へられるのであります。なお事業税全般につきこれを廃止すべしとの強硬な意見もあつたことを併せて報告いたしておきます。

二、電気、ガス税の削除または修正。小委員会においてはこの税につき種々論議をなしましたが、これを総合すると、電気、ガス税は住民の負担を増加するものであるから、本来これを徴収すべきでなく、他に財源が得られればこれを削除するを適當とし、やむを得ず課税するときは重要産業に対する課税外規定はこれを取りやめ、もつて税の増徴をはかり、なお貧困者に対する免税規定を明記すべきである。

なおこの二つの問題は、本委員会に付託されていまず地方税法の改正にも関連し、特に本委員会において慎重審議の上、その意見を決定せられんことを望みたいのであります。

四、恒久的対策調査の必要。地方財政の眞の確立をはかるためには、地方財政委員会の案をもつてしても十分でなく、住民負担の軽減、独立自治の確立、國の公益と地方公共団体の自主権との調和、自治の振興、治安の確保等各方面からの根本的源泉的措置が講ぜられなければならないのであります。小委員会は恒久的なものとして應急的なものとを並行的に取上げたのであります。地方財政確立のための恒久的な対策に關しても、種々な角度から調査研究いたしました。時日の關係上十分結論に到達するところまでいっておりません。審議いたしました事項の中で主要なものをあげてみますと次の通りであります。

一、余額住宅税、これは委員会原案にありませんでしたが、地方税法の中に加えられてあります。

二、非利用土地税、庭園税。

三、被災都市、その周辺において課税する住宅復興の目的税として適當である。

四、税外収入として地方競馬、競犬、自動車競走、地方宝くじ等新設または現行法の改正をして、地方財源とする。

五、その他國費、地方費の關係におきまして、
イ、國及び地方団体の負担区分を明確、適正化すること。
ロ、分県税を配付税として道府縣分、市町村分との適正化をはかること。

ハ、國の委任事務に要する経費は全國國庫負担とすること。
これらのうち本委員会に付託の地方

財政法中に規定せられてゐる事項もありますが、要はむしろその實際の運用にあり、従前よりの慣性によつて法律の規定にかかわらず、國はやもすると無理を地方に押しつける傾きがないとも言えないので、特にその点につき申上げた次第であります。

五、結論、以上により、小委員会において論議いたしました点、意見の一致を見た点等に関し申し述べたのであります。小委員会の設置の時期がやや遅れ、地方財政委員会の立案に際し、審議するところが少かつたことは遺憾であります。提出された地方財政法、地方税法の改正等によりまして、今後地方財政の確立の見透しは一層ついたと思はれるのであります。この点御同様にたえないところであり

小委員会の報告はこれをもつて終ることになります。重ねて申し上げたいことは、一般住民負担が過重でありますので、事業税または特別業務税中の医師、歯科医師、助産婦等の課税を廃し、住民税の軽減等を断行して負担軽減をはかり、その財源として酒、タバコ消費税の創設によつて、收支の均衡をはかることが必要であると考へるのであります。

以上申し上げましたが、地方自治の重要性に鑑み、その財政的裏づけとなるべき地方財政制度、地方税制に關し、本委員会において十分検討し、必要あればさらに根本的な方針に關し、強力なる政策を進めるため、別個の特別な委員会を設ける等、適宜の処置をとられんことを希望して報告を終りたいと思ふのであります。

○坂東委員長 ただいまの当委員会の

地方財政小委員長松澤君から適切に、しかも力ある報告がございましたが、他の日程の都合上、これが討議は他日に譲ることに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○坂東委員長 それではさういたしました。

本日の日程は市町村立学校職員給与負担法案以下七件であります。その前に御相談事項があります。それは次に申します件は、他の委員会の付託となつておりますが、当委員会に關係がありますから、共同審査を申入れたいと思ひます。すなわち刑事訴訟法を改正する法案、経済警察法案、港域法案、興行場法案、旅館業法案、公衆浴場法案であります。これは共同審査するよう申入れするに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○坂東委員長 それではさう決定いたします。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○坂東委員長 次には警察官等職務執行法案であります。これは警察制度改革に關する小委員会、この小委員会に付託するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○坂東委員長 次には警察官等職務執行法案であります。これは警察制度改革に關する小委員会、この小委員会に付託するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○坂東委員長 次には警察官等職務執行法案であります。これは警察制度改革に關する小委員会、この小委員会に付託するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○坂東委員長 次には警察官等職務執行法案であります。これは警察制度改革に關する小委員会、この小委員会に付託するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○坂東委員長 次には警察官等職務執行法案であります。これは警察制度改革に關する小委員会、この小委員会に付託するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○坂東委員長 次には警察官等職務執行法案であります。これは警察制度改革に關する小委員会、この小委員会に付託するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○坂東委員長 次には警察官等職務執行法案であります。これは警察制度改革に關する小委員会、この小委員会に付託するに御異議ありませんか。

○坂東委員長 それではさよう決定いたしました。

○坂東委員長 次は風俗営業取締法案であります。この法案に關しまして、理事會ではすでに修正事項をきめまして、それから關係方面に打合せにまわつておりますから、明日二、三名の方々に打合せをいたして、さうしてその打合せの結果を聴いてからにしたいというわけですが、いかがでございますでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○坂東委員長 それではさよう決定いたします。

○坂東委員長 次は地方財政法案、地方税法を改正する法律案、地方配付税法案、この三案を一括して議題に供します。質疑を続行いたします。

○菊池(重)委員 先日茨城県水海道方面の集開の件につきまして質問をしたのですが、その折事情を調査して報告するという當局の話でありましたが、その後何らかの事があつたかどうか伺いたい。

○坂東委員長 まだ政府の方からは何も言つておりません。

○菊池(重)委員 ひとつ請求してもらつて下さい。

○坂東委員長 承知いたしました。それは他の委員諸君から、今地方財政委員會の秋田事務局長が見えておりますから、質疑がありますればお願いいたします。

○松野委員 事務局長において答へられる範圍内においてお答え願ひたいと思ひますのは、地方債の問題であります。地方債の現在の起債額及び起債方法、及びその起債特別機關の設置というふうな御計画及び説明がきけるならば、一應お聴きたいと思ひます。

○秋田政府委員 まず昭和二十二年年度の起債額及びこれらの消化状況でございます。大体一般公債によるものが十億四千萬に予定しておつたのであります。そのうち八億ばかりは本年度に繰越したものであります。一億九千数百万のものが一般公債を要する起債額であります。これに對しまして預金部におきまして七十億ばかりの消化がありまして、あと二十億ばかりが一般市中銀行なり、あるいはほかの金融機關から公募された額であります。

なお預金部のうち年度末におきまして貸付けが未済になつたものが二十億ばかりあります。これはいろいろの事情で手続が遅れておりました。消化し得ることは確實であると思ひます。二十三年度におきましては先般からお話が出ておりますように、二百七十億ばかりの地方債を發行しなければならぬのであります。そのうち三十億は、あまりは特に強く歳出の節約を望みまして、なるべく節約によつてこれを生み出す、従ひまして二百四十億程度は、どうしても起債を出す、そのうち節約ができません分がありましたら二百七十億までは出さなければならぬということになつております。この消化につきましては、現在のところ政府は責任をもつて消化するということにしておりますが、この計画については未だはつきりした全体についての計画はできておりません。目下大藏省當局と交渉して計画中であります。大部分を預金部の資金に頼らなければならぬと思ひますが、その預金部の資金の方も先般上半期の決定があつたのであります。その際地方債にまわし得るものは六十億ばかりです。なおそのうちでも先般ここで問題になりましたように、六、三割及び警察のためにする地方債の引受は、普通の資金ではなく、その額だけを市町村に割当てて郵便貯金の増加をはかる。それができたものについて起債を引受けるということになつております。年間を通じて預金部でどれだけ消化があるか、今はつきりしたことを聞いておりませんが、大藏省方面の意向では大体百八十億くらいは大丈夫であると言つておられますので、あと六十億ばかりが一般公債であります。あるいはなお三十億ばかり節約の分がありますが、それが起債をしなればならぬこととなりまして、百億近くのもの一般公債によらなければならぬ。それにつきましては大藏省としては相當強力に一般金融機關の援助を仰ぐ方法をとる。こういうお話でございますが、未だ具体的な細目は決定してないのであります。それで地方財政委員會では、このような消化難といふことも一つありますが、もう一つはまづたく預金部に依存した中央集權的な金融制度では、いつまでも終つても地方自治化の面が、起債の点から崩れていくといふことからいたしまして、地方團體中央金庫を設立して、地方團體が打つて一丸となり、特別の金を借りる機關ともいへば機關を創設して、これによつて消化していけば起債の消化といふこともたやすいであらうし、またそれと同時に金を借りるということにつきまして、外部の干渉を受けることも少くなるであらう、こういう趣旨で地方團體中央金庫が委員會で立案せられたのであります。以上のような状況であります。

は六十億ばかりです。なおそのうちでも先般ここで問題になりましたように、六、三割及び警察のためにする地方債の引受は、普通の資金ではなく、その額だけを市町村に割当てて郵便貯金の増加をはかる。それができたものについて起債を引受けるということになつております。年間を通じて預金部でどれだけ消化があるか、今はつきりしたことを聞いておりませんが、大藏省方面の意向では大体百八十億くらいは大丈夫であると言つておられますので、あと六十億ばかりが一般公債であります。あるいはなお三十億ばかり節約の分がありますが、それが起債をしなればならぬこととなりまして、百億近くのもの一般公債によらなければならぬ。それにつきましては大藏省としては相當強力に一般金融機關の援助を仰ぐ方法をとる。こういうお話でございますが、未だ具体的な細目は決定してないのであります。それで地方財政委員會では、このような消化難といふことも一つありますが、もう一つはまづたく預金部に依存した中央集權的な金融制度では、いつまでも終つても地方自治化の面が、起債の点から崩れていくといふことからいたしまして、地方團體中央金庫を設立して、地方團體が打つて一丸となり、特別の金を借りる機關ともいへば機關を創設して、これによつて消化していけば起債の消化といふこともたやすいであらうし、またそれと同時に金を借りるということにつきまして、外部の干渉を受けることも少くなるであらう、こういう趣旨で地方團體中央金庫が委員會で立案せられたのであります。以上のような状況であります。

○松浦(榮)委員 秋田事務局長にお願ひしておきますが、所管大臣が來られたら、大臣に申し上げるつもりであります。また、まだおいでになりませんから、事務局長において御考慮願ひたいと思ひます。その一つは簡易保險郵便年金の積立金を從來通債省から直接分與されておつたのであります。最近大藏省の預金部で取上げてしまひまして、預金部で一切の起債に關する貸付金を實行している次第であります。もう一つは簡易保險郵便年金の積立金を、一度簡易保險郵便年金の積立金を、通信省において大藏省預金部には關係なしに獨立して、直接運用の途をとつていただきたといふ請願の陳情が全國の局長さんから出てゐるのであります。私も自分の地元の町村長から數回來ておりますので、請願委員會の方に紹介をしましてお聞きしましたけれども、この点につきまして、どういふふうな事情にあるのか、また事情によつては通信省方面に御交渉願ひたいといふようなことにしたいと思ひます。

○松浦(榮)委員 秋田事務局長にお願ひしておきますが、所管大臣が來られたら、大臣に申し上げるつもりであります。また、まだおいでになりませんから、事務局長において御考慮願ひたいと思ひます。その一つは簡易保險郵便年金の積立金を從來通債省から直接分與されておつたのであります。最近大藏省の預金部で取上げてしまひまして、預金部で一切の起債に關する貸付金を實行している次第であります。もう一つは簡易保險郵便年金の積立金を、一度簡易保險郵便年金の積立金を、通信省において大藏省預金部には關係なしに獨立して、直接運用の途をとつていただきたといふ請願の陳情が全國の局長さんから出てゐるのであります。私も自分の地元の町村長から數回來ておりますので、請願委員會の方に紹介をしましてお聞きしましたけれども、この点につきまして、どういふふうな事情にあるのか、また事情によつては通信省方面に御交渉願ひたいといふようなことにしたいと思ひます。

それからもう一つは私は北海道出身であります。北海道は御承知の通り拓殖途上にありますので、いろいろの面において國の財政に依存することが多いのであります。つきましては、この分與税の配付につきましても、特段のお考えを願ひたい。それからこれは財政委員會には關係ないのであります。補助金等も府縣などよりは相當に高ききめてもらはなければならぬ。これは財政委員會に關係ありません。大藏大臣が來られたら申し上げたいと思ひましたが、地方財政に御關係のある事務局長でありますから、お含みの上、いろいろの機会におきまして、この点を御考慮願ひたいと思ひます。

○坂東委員長 ただいま吉田総理大臣が出席されました。松浦委員。

○松浦(榮)委員 総理大臣にお伺ひしたいと思ひます。

第一点は地方出先機關の整理についてであります。一昨日でありましたか、地方出先機關の整理案につきまして、その機關の種類が發表になつておりました。しかしこれだけでは決して十分ではないと思ひます。この点について衆議院の地方制度委員會において提出しました整理案を御尊重になりまして、これを御実行になる御意思はないかといふことについてお伺ひしたいと思ひます。出先機關の整理といふことは、單に官廳間のなわ張り、事務上のいろいろの煩瑣な手續を避ける意味ばかりでなくして、実は國民が非常に迷惑をしております。一つの許可を、一つの届けをするのにも、あちこちへれば用が足せない、それがために時間的にも能率的にも非常な迷惑を國民は感じております。それでどうしてもこれは徹底的に出先機關を整理してもらつて、一元化してもらはなければいけません。できる限り府縣知事の方に移譲していかねばならないと思ひます。この点につきまして御意見を伺ひたいと思ひます。

それから第二には、地方財政に關する問題であります。総理大臣におかれましては今提案になりました地方税の案について、この案は地方財政委員會をスムーズに通つてきたのではな

いと思ひましたが、地方財政に御關係のある事務局長でありますから、お含みの上、いろいろの機会におきまして、この点を御考慮願ひたいと思ひます。

○松浦(榮)委員 秋田事務局長にお願ひしておきますが、所管大臣が來られたら、大臣に申し上げるつもりであります。また、まだおいでになりませんから、事務局長において御考慮願ひたいと思ひます。その一つは簡易保險郵便年金の積立金を從來通債省から直接分與されておつたのであります。最近大藏省の預金部で取上げてしまひまして、預金部で一切の起債に關する貸付金を實行している次第であります。もう一つは簡易保險郵便年金の積立金を、一度簡易保險郵便年金の積立金を、通信省において大藏省預金部には關係なしに獨立して、直接運用の途をとつていただきたといふ請願の陳情が全國の局長さんから出てゐるのであります。私も自分の地元の町村長から數回來ておりますので、請願委員會の方に紹介をしましてお聞きしましたけれども、この点につきまして、どういふふうな事情にあるのか、また事情によつては通信省方面に御交渉願ひたいといふようなことにしたいと思ひます。

○松浦(榮)委員 秋田事務局長にお願ひしておきますが、所管大臣が來られたら、大臣に申し上げるつもりであります。また、まだおいでになりませんから、事務局長において御考慮願ひたいと思ひます。その一つは簡易保險郵便年金の積立金を從來通債省から直接分與されておつたのであります。最近大藏省の預金部で取上げてしまひまして、預金部で一切の起債に關する貸付金を實行している次第であります。もう一つは簡易保險郵便年金の積立金を、一度簡易保險郵便年金の積立金を、通信省において大藏省預金部には關係なしに獨立して、直接運用の途をとつていただきたといふ請願の陳情が全國の局長さんから出てゐるのであります。私も自分の地元の町村長から數回來ておりますので、請願委員會の方に紹介をしましてお聞きしましたけれども、この点につきまして、どういふふうな事情にあるのか、また事情によつては通信省方面に御交渉願ひたいといふようなことにしたいと思ひます。

それからもう一つは私は北海道出身であります。北海道は御承知の通り拓殖途上にありますので、いろいろの面において國の財政に依存することが多いのであります。つきましては、この分與税の配付につきましても、特段のお考えを願ひたい。それからこれは財政委員會には關係ないのであります。補助金等も府縣などよりは相當に高ききめてもらはなければならぬ。これは財政委員會に關係ありません。大藏大臣が來られたら申し上げたいと思ひましたが、地方財政に御關係のある事務局長でありますから、お含みの上、いろいろの機会におきまして、この点を御考慮願ひたいと思ひます。

○松浦(榮)委員 秋田事務局長にお願ひしておきますが、所管大臣が來られたら、大臣に申し上げるつもりであります。また、まだおいでになりませんから、事務局長において御考慮願ひたいと思ひます。その一つは簡易保險郵便年金の積立金を從來通債省から直接分與されておつたのであります。最近大藏省の預金部で取上げてしまひまして、預金部で一切の起債に關する貸付金を實行している次第であります。もう一つは簡易保險郵便年金の積立金を、一度簡易保險郵便年金の積立金を、通信省において大藏省預金部には關係なしに獨立して、直接運用の途をとつていただきたといふ請願の陳情が全國の局長さんから出てゐるのであります。私も自分の地元の町村長から數回來ておりますので、請願委員會の方に紹介をしましてお聞きしましたけれども、この点につきまして、どういふふうな事情にあるのか、また事情によつては通信省方面に御交渉願ひたいといふようなことにしたいと思ひます。

○松浦(榮)委員 秋田事務局長にお願ひしておきますが、所管大臣が來られたら、大臣に申し上げるつもりであります。また、まだおいでになりませんから、事務局長において御考慮願ひたいと思ひます。その一つは簡易保險郵便年金の積立金を從來通債省から直接分與されておつたのであります。最近大藏省の預金部で取上げてしまひまして、預金部で一切の起債に關する貸付金を實行している次第であります。もう一つは簡易保險郵便年金の積立金を、一度簡易保險郵便年金の積立金を、通信省において大藏省預金部には關係なしに獨立して、直接運用の途をとつていただきたといふ請願の陳情が全國の局長さんから出てゐるのであります。私も自分の地元の町村長から數回來ておりますので、請願委員會の方に紹介をしましてお聞きしましたけれども、この点につきまして、どういふふうな事情にあるのか、また事情によつては通信省方面に御交渉願ひたいといふようなことにしたいと思ひます。

い、地方財政委員会の案が容れられずして、その構成メンバーでありますところの三人の委員、特に重要な直接関係をもつ都知事、市長、町村長というような人が辞任をせられる。それにもかかわらず、これを強行せられるにつきましては、そこに無理があるのじやないか。従いまして、その案を一度撤回して委員会を再編成されまして、その編成された地方財政委員会にはかつて、地方財政委員会の案と政府案と両方がまとまつた意見として御提案になる意思はないかということについてお伺いしたのであります。

第三点は西尾副総理の問題であります。第三点に對する不信任案が昨日否決になりましたことについては、私もいろいろ意見はありますが、これに對しては申し上げません。この公務員が起訴になりましたときに、辞任しなければならぬかどうか、あるいは休職を命じなければならぬかどうかということにつきまして、総理大臣の御方針をお聴きしたいと思ひます。西尾副総理が起訴されても、今起訴になるかならぬかわかりませんが、新聞紙の報ずるところによりまして、これも事実その通りお話しになったかどうかかわかりませんが、私は新聞を信じて申し上げませんが、起訴をされても辞職しないということを言明されておりますが、國家公務員法によりまして、公務員が起訴されたときにはその意に反しても休職を命ずることを得とあります。これは官廳の方針としては、當然のことではあります。公務員は犯罪を犯し、起訴をされた場合には常に休職を命じております。實際を申し上げますと現職の官吏がなわつきになるというようなことは、非常に恥かしく、また世間の信用にも関しますので、多くはその以前に願ひ出て免官しておるのが多いのであります。しかしながら一旦事が現われて起訴にでもなりました、これは起訴後におきまして犯罪が確定したとき、これを懲戒処分につけることができないという意味で、從來司法當局の方針としてはやめさせないのであります。官廳としては実はそんな起訴になつたような者は休職にしたい。早くやめさせて、一平民にさせたいという方針でありまして、司法當局が起訴までされ、また司法當局が犯罪を犯した者は官吏として懲戒までもやらなければならぬ。懲戒もせずにこれを放任してしまふことは、官吏に対する責任を輕んずるものであるという意味から休職にしておるのであります。実は退職がほとんどなんでありまして、それは公務員といふものは休職といふものを重んじられておる。従つて私これを治安並びに地方制度の問題として取上げるゆゑは、地方公務員が今後起訴されたような場合、西尾副総理がああいうような言明をされますと、非常にその思想に影響するところが大いから私は申し上げておる。それで私は西尾副総理の言明に徴しまして、総理大臣はどういうお考えをもつておられますか、その点を伺ひます。

○坂東委員長 ちよつと委員長から今のお言葉の釈明をいたします。それは出先官廳整理に関する件の小委員長の報告を聴きまして、それを正式に當委員長は満場一致をもつて議決しております。それを正式に議長に報告し、また総理大臣に報告し、並びに關係方面には英訳をして御通告してありますので、それだけを釈明しておきます。

○西田國務大臣 第一点の出先機關整理の問題につきましては、数日前に參議院の本案議において發表したものが第一次整理案であります。御記憶の通り、出先機關が設けられたのは主として一昨年の春でありまして、吉田内閣の末であります。その当時の経過を辿つて考えますと今日多数にのほつておる出先機關の大多數のものは、全國的に仕事をを行うために必要な機關であつて、たとえば經濟生活の上からみまして生産縣と消費縣とが互いにその縣の利害關係のみに重点を置いて、必要物資を配給することがあると、生産縣は非常に豊かな配給を受け、消費縣は常に物資の不足に悩むのでは國家全体の經濟生活に差支えがある。これは一例であります。さういふ場合に全國的統制を行つて、主務官廳の手足となつて、完全に働かざるやうな、機關が必要だといふことで、關係方面の指示に基いてできたものが大多數を占めておるものであります。従つてこの整理にあたりましては、十分關係方面と緊密な連絡をとつた上でなければ廢止ができません。内閣成立以來政府の案をもつて種々話し合ひを進めた結果、とりあへずこの程度の整理を行う案におちついたわけでありまして、むしろこれのみをもつて足りると考えておりませんが、残る機關についてはなお十分の打合せをしなければ、今ただちに整理することができない状態にあります。しかし今後さらに十分の検討を加へ、打合せを遂げた上で、委員会の指摘せられたごとき方向に努力したい、かように考えておる次第であります。

それから第二の問題は、財政委員會の計案案を政府は全面的にのんでいない。それでもう一應現在の政府案を撤回して、財政委員會と再協議の上で提案する意向はないかという御質問であります。この案については御指摘のごとく、地方財政委員會で立案されたものをそのまま政府案として提案することとができなかった事情は、一口に申せば、日本の國民經濟及び國家財政の現状から見、均衡のとれた予算をつくり上げなければならぬ立場にある、インフレを抑止するためにも、また經濟再建のためにも、國家財政が健全化せられなければならぬ。それでなければ一部の費用に國費の大多數を費した結果が、國民の負担税以上の負担となつて、ひいてインフレーションに拍車をかけるがごときことになれば、中央も地方も財政的に破綻に瀕するばかりではない。かような見地から、どの程度まで國家が地方財政に必要な財源を與へ、また分與税を支出し得るかの限界を、健全財政の維持といふことに置いてたわけでありまして、従つて今日の場合、地方財政の窮乏の状態はよくわかりまして、決してその事情がわからないではありません。つづきにその事情を心得ております。しかし中央財政もまた地方財政に劣らざる窮乏の状態にあることには、松浦君御承知の通りで、どこかにその限界を置かなければならぬ。やむを得ず地方財政委員會の計案に、政府の考え方をもちつて修正を加へ、今日御審議を仰いでおる法案となつたのであります。さういふ次第であります。殊に緊急で昭和二十三年度の本予算を通過させることが絶對的要望となつておるので、これが遅れた

曉には、内外に及ぼす影響が重なり大であると考えます。よつて原案を撤回して、あらためて地方財政委員會と協議を重ねた上で、さらに國會の審議を求めるとは、時間的に見ても、また財政全体の振合ひから見ても困難であると思ひます。

それから西尾君の問題については、從來公職にある者が檢察當局より起訴せられた場合には、慣例は必ずしも一定しておりません。たとえば國會議員である者が起訴され、訴追を受けた場合に、必ずしもその職を退いていませぬ。かりに檢察廳の起訴があつた場合には、公職にある者がただちにその地位を退かなければならないと規定するならば、すべての生殺與奪の權が檢察廳の手に移るということになる。それは公正な裁判所を設け、國民の前に公平なる裁判をする裁判機關の作用が著しく拘束を受けることになる。ゆゑに原則としては裁判所の公平なる裁判がなければ眞に犯罪を犯したかどうかは決定しない。その期間において公人をその職から退かすしめ、あるいは官公吏をただちに罷免するといふことがございことは、必ずしも民主主義國、法治國の維持する原則には適合しないと思ひます。しかしながら役所に仕えておる公務員のごときは、場合によつてはその職務に支障を來すことも起ります。現に起訴をされて監禁されておる者が、官廳の職務を行おうといふところに行へないのであります。その罪狀に應じて、ときに休職を命ずることもあります。また本人が自發的に辭職を願ひ出る場合にはこれを許すこともありまゝです。それはそのときの事情と境遇によつて違ふのでありまして、必ずしも今

松浦君の御意見のごとき方法が法務國として、いかどうかについては、十分考慮の必要があると思うのです。西尾君の問題についてはまだ私の手もとに檢察廳より何らの書類を送付されておられません。送付された際には、十分これを検討して考えたいと思つておりますが、今日はまだその域には達してないのではありません。さよう御了承願います。

○松浦委員 総理大臣のまことに御懇篤なる御説明によりましてよくわかりました。第一の地方出先機関の廃止は第一次の整理である。こういうふうによせられましたが、今後それでは第二次の整理があるべきものと思ひますが、これはできるだけ速やかにお願ひしたいと思ひます。総理大臣のお言葉では出先機関を設けたのは國家と地方との行政事務の調整にある、こういうふうなお話でありましたが、趣旨はそうでありまして、実際の運籌状況をみますと、実に屋上屋を架する手續煩瑣の行政組織になつておりまして、まことに地方では迷惑をしておるのであります。もちろん地方團體におきましては、従来の知事と違ひまして公選された知事でありましてゆえに、そこに非常なる情実が行われるということも考えられます。しかしながらこれは中央からの監督によつてもできます。また中央の出先機関といえども必ずしも正しく行つてゐるわけではないのであります。今日國民は出先機関が多いために、先ほど話しましたやうに、非常に手續が煩瑣であるのみならず、御馳走政策をもつて多くの官吏を招待しなければならぬというやうなことが非常に多いのであります。非常

に財政的に國民はまいるというやうなことを耳にするのであります。そういう点におきまして、出先機関は一日も早く整理していただきたい、こういうふうにご考慮願ひいたします。それから期間をいつとお聞きしたいのであります。それが、それまで総理大臣にお伺ひするということもいかかと思ひますからして、私はできるだけ速やかに整理してもらいたいという希望を申し上げておきます。

それから地方財政委員会の案を用いずして、税制改革が行われたことにつきて、撤回して委員会を構成して出直すという意思はない、こういうふうによせられましたが、私は別段形式的に撤回して構成するというやうな手續を経なくてもいいのであります。少くともこの政府の提出された予算、それから地方側の申出による地方財政委員会の案、これが双方納得する案をつくつていただきたい、こういうふうにご考慮の点であります。その点をお含みいただきたいと思ひます。先ほど國家財政と地方財政との均衡をとらねばならぬというふうにお話になつて、まことにその通りでありますけれども、私が見ておりますと、財政當局は國家の予算につきましては非常に重点をおいて、その均衡には細心なる注意を拂つて考へておられます。しかしながら地方財政については、その点はきわめて簡単に考へておられるのではないかと、いうふうにご考慮願ひいたします。すなわちその自主性におきまして、その健全性におきまして、きわめて危いという点が多いのであります。私はここに一々その例を申し上げません。他の多く

の委員から毎日のようにその点が述べられております。たとえば起債のことにつきては、あるいはその他の課税の種類につきましても、いろいろきわめて不健全なものがあります。また自主性を欠いておるものがあります。これではきよの新聞にマーカット少将が対日援助の前提としては予算の均衡が必要であるということを言われておりますが、地方財政の状況を見ますと、実に均衡がとれておらない。そうするならば対日援助ができないという結論になります。私はもつと國は地方財政、税制といふものについて本腰を入れて考へていただきたいと思ひのであります。その点を特にお願いしておきます。

それから第三点をもう一度伺ひます。西尾國務大臣のあの新聞の発表は正しいのであります。その点をお伺ひしておきます。

それからその次に事情によつて違ふというお話であります。もし起訴された場合に、事情がやめてもらわなければならぬという立場になりました場合には、罷免権を發動されませんか。その点についてお聞きしたいと思ひます。

○西田國務大臣 西尾國務大臣が新聞に話したという記事は、表面を見たと思ひますが、内容は初めて松浦君から伺つたわけでありまして。私は直接に西尾君からそういう話を聞いてはおりません。今後西尾君の意思を聞くことが必要となると、直接私からその意思を確かめたいと思ひますが、今日はまだそういう機会には達していません。思ひのであります。それから西尾國務大臣に対して罷免権を發動するかとい

う御質問であります。私はさういふ古くから西尾君とは議會で一緒に働いた間柄であります。日支事案以來十年以上も同じ議會に席をもち、殊に東條内閣の當時においてはある意味における東條内閣の反対党として、同志的に種々共同戦線を張つて働いたこともあります。そういう間柄でありますから、いかなる場合においても、これはすべて仮定の上の話であります。西尾君が内閣を去らなければならぬ事情が起つた場合、私が罷免権を發動しなくても、西尾君みずからの判断によつて、りつぱに進退される政治家だと私は信じております。かりにかやうなことが起つた場合においても、内閣総理大臣が罷免権を發動するとき必要が起るとは、絶対に考へておりません。

○松浦委員 もう一度發言させていただきます。起訴されてもやめないと、起訴に及ばず思想的な影響が非常に多いと思ひます。従つてさういつた場合には、これはただ單に社會党内の処置の問題ではなく、一つの行政官廳の組織上の問題として、考へねばならぬと思ひます。そういう点を総理大臣には十分お含み願ひしておきたいと思ひます。

○大澤委員 本日はただいま上程されております法案について、総理大臣並びに大藏大臣、野澤國務大臣に質問をいたしたいと思ひます。とありあらず総理大臣にお伺ひをいたします。先ほど総理大臣は本法案に關する質問に對して、撤回しないというやうなお話がありましたが、私は本法案はポツダム宣言にうたはれておるところの日本民主化、すなわち中央集權を排

して地方分權を確立するという大きな目的に達するものであるかどうかということ、なおこの目的のもとにはたして立案してあるものであるかどうかというところを、総理大臣にお伺ひしたいと思ひます。

○西田國務大臣 御承知の通りポツダム宣言に即應する意味において、新憲法には地方自治の規定が設けられております。回來わが國における有名無実の地方自治團體が、新憲法によつて初めて活を入れられたわけでありまして、地方分權、地方自治の実が、これからあがるという時期に臨んでおります。今國の地方財政委員會の設立に見ても、その趣意は明白にわかるのであります。その趣意は明白にわかるのであります。その計画は、地方財政委員會がこれを立案する。そして地方の台所も、地方自治の裁量によつて、大多数これを執行するのであり、たとへば歳出の部面においても、中央政府はほとんど地方自治體に對して何らの權限をもたないほど、それほど地方自治體の地位を尊重しておるのであります。歳入については、むしろ租税收入は國會の規定によつてその大綱をきめなければならぬことであるから、政府においてこれを定めるのであります。しかしその運用については、ほとんどあげて地方自治體の責任に任してある点から考へてみて、ただいま御質問になりました、今度の政府の考へ方は、ポツダム宣言に規定した趣意に關うかどうかということでありまして、政府としては完全にこれに關うものであると考へております。

○大澤委員 先般野澤國務大臣の本法案提案理由の説明要旨の中には、第一

に地方自治権確立の方針に則り、地方財政自主化の徹底をはかること、第二に現在の経済情勢に即應する地方税財政制度を確立すること、この二つを目標として地方税財政制度全般にわたる改革案を立案した。かように述べておられるのでありますが、はたしてこれが眞相であるかどうか。しかしながら先ほども質問の中にもありましたが、先般地方財政委員会を構成するところの委員の中の、全国の知事代表の安井知事、並びに市長代表の神戸市長、町村長代表の生田町長等の三委員は辞任をいたしました。その辞任の理由は、昨日の本委員会において説明のごとく、いずれも地方財政法案並びに地方税法改正案について、眞向から反対して、なお本法案の決定によつては、とうてい地方自治の自主制確立は不可能なり、さういふ主張にたっており、その理由をもつて辞任になつたといふのであります。このことは提案理由の説明とまったく相反するものと思ふのであります。かくまでの反対を押し切つて提案せねばならぬ理由が、どこに存するかといふことを伺いたいと思ふのであります。

足ではないけれども、地方へ分與の形において相当繰りこんである次第でございます。特に提案の趣旨にも明記してあります。十分でないことについては御指摘の通りでございます。しかし自主化並びに経済情勢に即應してという点が、抜けておるといふことも言い得ないと思ひます。

な。先ほど地方財政委員会が現在機能停止してある、三人の重要な委員が抜けておる、市長も知事も、町村連合会もすべてその責任において辞職している。いまだに補充を送らない、すなわちすべてこの財政案に対しては、あなたに不信を懷いてゐるという大きな問題を無視して、委員の補充も行わず、審議も行わず、この地方財政法をお出しになつたといふことは、とりもなおさず地方財政委員会というものを官規上は存置するけれども、運用は認めない。とにかく一帯大事な予算をきめるときに、地方税、財政制度改革という大事なときに、委員を無視しておやりになるという点においては、せつかくできた委員会も、大事なときに空文に終つてしまふという欠点があるのであります。

きましては、先ほど松浦君に答えたところで、大體政府の方針は盡きてゐるのであります。それ以上附け加えてお答えすることはないと思ひます。それから政府において財政の均衡を維持するために必要と認めたものは、地方財政委員会を案をそのまま採用し、それから採用しなかつたのは、政府の見解としては、國家の経済及び財政の現状からして不適当だと考えたためであります。

ります。そのときに植原國務大臣は、出先官憲はもうつくらないといふ答弁をしておられる。連記録を出してごらんになればわかります。その後、なお續々できたのは、すき好んで吉田内閣がつくつたといふ意味ではないのであります。當時の客觀的情勢から見ても、やむを得ずつくつたのであります。そのことは、私が松浦君にお答えしたときに、ちゃんと申し上げておる。政府自身の創意でつくつたといふのは割合に少く、客觀的情勢のもとにやむを得ずつくつた。私はその當時の事情を心得てゐる。何も吉田内閣のときにすき好んでつくつたとは考えておりません。その事情を申し上げて、今日といへどもこの客觀的情勢はさほど著しく變つていないので、政府においては極力打合せをして、意思の合致したものは次第にはずして、今後といへども、その勢力は續けていく、こういうことを私は答えた。松浦君にはさういふお答えをしたのであります。

〇野澤國務大臣 大沢委員にお答えいたします。提案理由には大沢委員のお示しになつた通り説明いたしました。第一点の地方の自主化という点におきましては、今回地方財政法案並びに税法の中でごらんの通り、大幅に許可の権限を中央から委譲することによりいたしました。この点は自主化の一つでございます。第二点は経済事情に即應してといふことでございますが、経済事情に即應して特に中央から入場税を委譲し、その他教育、自治警察の制度も満

してない。すなわち一年間に當然で得るものをやらなかつたという点を私は感ずるのである。また昨日御発表の、あれだけのものしか減じられなかつたという理由は、あれ以外のものを必要とお考えになるのか、あるいは現在自分の力が及ばず、あれ以上今度は発表できなかったのか、この二つをお聞きしたい。

な。お言葉の中に、地方財政委員会の案は、國家財政にとらみ合せて、均衡を保つ上において不適当だから認めなかつたと言われますならば、地方財政委員会において審議した、あるいは草案として出した財政法のうちの、どこがあなたは不均衡だとお考えになるのか、ひとつ明示していただきたい、この二点につき御答弁をお願いしたいと思います。

〇松野委員 不適当だと考えられた税目ひとつ指摘していただきたいのであります。な。行政整理の問題は盡きてゐるとおつしやるけれども、私たちは昨年の十月から審議しておるのであります。が、委員長が先ほどおつしやつたように、すでに草案も、政府に出してからすでに六箇月を経過するにもかかわらず、それだけのものができていないといふ点をもう一度言うのであります。吉田内閣のときにできたのだというお言葉に対して、私ははなはだ不満を感じるのであります。この点に關し答弁をお願いいたします。

〇千賀委員 私はまず第一に総理大臣にお尋ねいたします。内閣もわが憲法の規定するところに従つてつくられ、すべての法律もこれをもととしてできておるといふことをわれ／＼は知るのであります。おおよそ総理大臣もこの点には否定をせられる箇所はないと思ひ

〇野澤國務大臣 大沢委員にお答えいたします。提案理由には大沢委員のお示しになつた通り説明いたしました。第一点の地方の自主化という点におきましては、今回地方財政法案並びに税法の中でごらんの通り、大幅に許可の権限を中央から委譲することによりいたしました。この点は自主化の一つでございます。第二点は経済事情に即應してといふことでございますが、経済事情に即應して特に中央から入場税を委譲し、その他教育、自治警察の制度も満

〇松野委員 先ほど吉田総理の松浦君への答弁では、大體表面的に軽い御答弁をいただきましたが、もう少しわかりやすい点がありますから、二、三要点だけ御答弁をお願いいたします。まず第一に行政整理の問題であります。御答弁によりますと、地方の出先機関は吉田内閣の當時にできた、しかしあの當時の情勢において、殊に地方自治体というものが確立しない、地方公選知事がまだ確立しないという過渡期においては當時しかたがなかつたものだと思ひました。承知するものであります。その後地方自治体が確立した後に、なおかつ廃止しなかつたという点においては、時日がなかつたという点においては、あまりに長過ぎる、一年間もあ

〇吉田國務大臣 出先機関の問題について、この二点につき御答弁をお願いいたします。

〇松野委員 不適当だと考えられた税目ひとつ指摘していただきたいのであります。な。行政整理の問題は盡きてゐるとおつしやるけれども、私たちは昨年の十月から審議しておるのであります。が、委員長が先ほどおつしやつたように、すでに草案も、政府に出してからすでに六箇月を経過するにもかかわらず、それだけのものができていないといふ点をもう一度言うのであります。吉田内閣のときにできたのだというお言葉に対して、私ははなはだ不満を感じるのであります。この点に關し答弁をお願いいたします。

〇千賀委員 私はまず第一に総理大臣にお尋ねいたします。内閣もわが憲法の規定するところに従つてつくられ、すべての法律もこれをもととしてできておるといふことをわれ／＼は知るのであります。おおよそ総理大臣もこの点には否定をせられる箇所はないと思ひ

ます。ところで地方制度に最も関係の多い六・三制の財政経理関係でござい
ますが、六・三制を地方が引受けさせ
られまして、運営をいたしていきま
すと、どうしても経費が足りないの
であります。そこで地方政廳では、いた
し方がないから、民衆から寄附をもら
いまして、これは強要の形になるか、
どういふ形になるかしりませんが、お
そらく寄附をする人は、だれも喜んで
は寄附しないであらうでしょうけれど
も、子供を學校に預けたり、あるいは
その土地の有力者である人々が、ど
うしてもいけないんだからというわけ
で、寄附を勧奨せられれば、いたし方
なく寄附をいたして、そこでその寄附
が積り積つて数億になりまして、こ
れが補填を寄附において充足されたよ
うな形で来たのでございまして、しか
しながら政府もその不合理を察知され
ましたから、六・三制について寄附を
要勸奨しては相ならぬという政令が出
ましたので、地方ではそれでは困る、か
ら全部六・三制の経費は國庫支弁にし
てもらいたいという要求をしておるの
であります。政府の方では一時起
債を認めようというので、今日あな
たの方では解決がついたかのごとく
感じておられるのかもしれないが、
その起債は世に傳うところによりま
しても、あるいは教育関係の専門家た
ちが計算するところによりまして、
政府が許されようとする起債額の半額
にも達しない、百億を出ることがあ
まり多くないくらいしか、おそらく消化
ができませんという観測をいたし
ておるのであります。起債を相ならぬ
というわけではあります。これを
起債でやれという指示を與えるのは、

あなたの機関の一部分である大蔵省で
あり、また六・三制を所定のごとく
やつていかなければならないといつ
て、地方に指示をいたしますのも、ま
たあなたの機関である文部省でありま
す。またあなた自身は憲法に従つてい
かなければならない。憲法に従えば、
普通教育を授けるために國民は一切負
担をしないのだという原則がきめられ
てあります。現在の立場で負担
をしないならば、今申しましたように
進んでいかなければならない。そこ
で、學校から子供を出しておる家
庭は、相當に負担しきれないような額
が、あれこれ負担になつてくるので
ございまして、これはいづれあなた方
その点は子供さんがおありになるだ
うから、よくおわかりになつておる
らうと思ひます。どちらをとりまし
ても、これは不合理なところが現在の
ままでいけばあることを否定しがたい
のでございまして。總理大臣は國家の最高
の調節機關、ハイエース・ガバーナ
ーという立場におかれまして、國民に憲
法の明示する權利を保有せしめるか、
また地方財政の運用を健全ならしめる
か、教育の實際的立場から六・三制を
完全に運行せしめるか、どれかこれか
完全にいかない現状にあるのでござ
います。いたし方がないと言へばそれ
ででありまして、その難事を切り
抜けて、これを解決するのがハイエ
ース・ガバーナーたるの務めだと思
ひますが、この点に關しまして、
私は何らかのくふうが足りないのでは
ないか、信念が足りないのではない
か。私はこの点をさらに掘下げまし
て、總理大臣はどちらを重くこれか
やつておいでになるのか、はつきり伺

つておきたいのであります。われ／＼
が控室にまいりまして、宿舎に帰
りまして、山なす陳情書が各地方から
出てきております。これは同じくあな
たの方の手もとにもいつておると思
ひますが、この私が指摘します三
点が、うまくいかないところか
ら、これが地方の市町村長の不平とな
り、陳情となり、政治運動となつて
われ／＼に表現されておると思ひます。
この点についての御答弁を願ひたい
と思ひます。

それからこれは大蔵大臣に対する質
問であります。地方財政にはなほだ
同情と理解が薄いという点で、これは
私の議席の隣りにおられます小暮藤三郎
君が事實を陳述しておることである
から、ぜひとも大蔵大臣に質問をして
いてくれというので、今日はやむを
得ない用事で早退をせられたのであ
りますが、小暮君は自分の子供が生れ
たときに、ある一定の面積と一定の家
屋敷の財産をわけて、まづたくそこ
らあがります利益の全部を特別に金庫
を設けて、そこで貯蓄をしておるそ
うでございまして。しかしながら今年
の法案に現れた比率をかけた場合に
と、家賃は二倍半にするといふこと
を言ひ、地代はそのままです。一
方課税の方は家屋敷税の百分の四十二
に対して百分の二を認める。地租は百
分の四十二を、やはり百分の二四十四
を認めるというふうなことになるつ
たので、これを計算してまいります
と、まづた今までの蓄積がゼロにな
るところではない、足らないという事
実があるのであります。この一つの例
は、おそらくこれは都市における家
持ち、地主の全部の会計であると思

ますが、かくのごとき深刻なる影響を
地方に與へまして、これで健全財政と
いうことが言えるであらうか。この点
に關しまして大蔵大臣はどうお考えに
なつておられるか。まずこの二点をお伺
いたします。

○北村國務大臣 政府が地方財政に對
して冷淡ではないかというお話であり
ましたが、私もさういふことは考へてお
りません。地方財政、中央財政を通じて
負担の公正を保つということが、國
家財政の上には非常に大切なことであ
ると思ひます。これは今さら
申し上げるまでもないことでありま
す。ただ地方の財政力をもつて、地方
の財政をどこまで調節することができ
るかということが現在おかれてゐる現
實の問題になると思ひます。それで、今
は御承知のように未だ經濟の安定しな
い状態のときでございまして、かよう
なときに、地方においても中央におい
ても、年間を通じて予算を立てるとい
うこと自体が非常に困難であります。
また地方においては特に新しい制度と
して、たとえば消防の問題であるとか、
自治警察の問題であるとか、ただ
いまお話が出ておりましたが、六・三
制の問題であるとか、相當資金を要す
る大きな事業がたくさんあります。そ
の上に、地方によつては臨時的なとい
うか、いろ／＼災害等もありまして、
地方の財政が非常に困難な状態にある
といふことは私も十分心得ておりま
す。それで地方と中央との財政的な調
節といふことが、この際うまくいかな
ければ、健全財政は保持できませんの
で、その原則はあくまで守りながら、
今日までやつてきたつもりでありま
す。従ひまして地方財政を中央の可能

な範圍においてどこまでお手傳ひする
か。そしてやがて地方が完全に、は
んと自主性を回復して、また彈力
ある自主的な財源というものを確保せ
られて、地方においてほんとうに自治
体としての成果をあげるような方向に
もつていかなければならぬといふこと
についても、これは私も決してこれ
に反対どころではない、さういふこと
を促進したいと考えて今日までま
いつてゐるのであります。まづもつて
この入場税の地方移譲も、これは予算
編成等のことで間に合はないので、今
度は間もなくこれを訂正するやうな方
向の案を出しまして、中央の税として
一應徴収することになつておりますけ
れども、近く法律案を出して御審議願
うといふうなこともいたしてござい
ます。また金融の問題についても、それ
／＼の場合に具体的に私どもは相當な
御助力を申し上げて、金融の途の解決
もやつておる。それから金融の途の
消化の問題についても、最近金融機關
と御相談をいたしまして、貯蓄目標額
の五分は優先的に地方財政のために使
わしてもらふということも了解を得て
おるのであります。さういふ点につ
いても及ぶ限りの努力をいたしてござ
います。これはお話のごとく中央だけが
健全財政であるといつてみても、地方
でそれがうまくいかなければ問題にな
らぬのでありますから、その点は仰せ
になるまでもなく中央地方を通じて健
全性を保持するといふことに十分努力
をしておるつもりでありますから、さ
う御了承願ひたいと思ひます。それ
からただいまこまかい例のことにつ
いてお話がございましたが、これはう
つでありましてその資料をもつており

ませんから、後に事務局から資料をもつてお答えいたします。

○松野委員 先ほどもう一つ総務大臣は御答弁をお忘れになつたから重ねて申し上げます。それは地方財政委員会の現在三人の欠員をどうお考えになつておるか。地方財政委員会の審議を終るまでに、かくのごとき重大なる財政の改革をなさるのかという点であります。先ほどあなたは手もとに資料がいつておるからそれで比較検討しろと言われましたが、私は何處見てもどうも地方財政委員会の案が、財政の不均衡を破るようなものとは考えられない。殊に総務大臣はこの直接の責任者で十分審議された一人であるから、私は重ねて伺うのであります。資料は一昨日頂戴したのでありますが、あなた方は少くとも半年あるは一箇月くらい前から審議されておるのでありますから、どの点が不均衡であるかというのを御答弁願いたい。若、それを見ろというのは、提案者としてあまりつけな過ぎると思ひます。もう一度私は重ねてお伺ひいたします。

○青田國務大臣 初め、地方財政委員会の中に三人の委員が辞意を漏らしたという事は、まことに政府としては残念なことと思つてあります。目下野溝國務大臣とその他の三人の人々との間にいろいろ話し合いをいたしております。近く何らかの解決をつけることと信じております。それからさきに提案しました案が、地方財政委員会の計画とどう違つておるかという点につきましては、所管の野溝國務大臣より詳細に答弁いたします。

○松野委員 野溝國務大臣は先日説明されましたが、その中において自分は

地方財政委員長であるとともに國務大臣であるから、どうしても最後は總理の裁決を得なければならぬと言われましたが、それだから私は一番最終の責任者である總理の御意向を伺うのであつて、野溝國務大臣と表と裏の二つの役であつて、なか／＼苦しいところもあるらう。野溝國務大臣ではどうも最後のかゆいところまで手がまわらない。御本人の心中をお察しするに、なか／＼い／＼なことがあるように感じられますが、最後の御判断をなさつたあなたにお伺ひするのであつて、野溝國務大臣のことは重々承知しております。

○青田國務大臣 この問題につきましては、先般野溝國務大臣のお答えしたのが、私と全然同意見であります。さよう御承知願ひします。

○松野委員 ところがはなはだ不都合なことは、野溝國務大臣の御答弁は、最後は總理大臣であるというだけで、御答弁がなかつた。だから私はお聞きするのである。殊に野溝國務大臣は、懇談会の席上においては財政委員会の案を相当強く説明された一員である。それが急に變つてしまつたところにある。そこを私はお聞きするのであります。私は野溝國務大臣は長年知つておりますから心中はお察しします。最後の判決をされたところのあなたにお聞きするのであります。野溝國務大臣の御答弁は要しませんから、最後の判決をしたあなたの腹をお聴かせ願ひたい。少くともこのよう重要な案を出されるについては半月や一月の審議はされたことと思ひます。殊に大事な二千億という國家財政を審議する

場合一日か二日で審議をして言判は押さないと思ふ。

○野溝國務大臣 ちよつと一点だけ誤解のないようにしてもらひたい。よく連記を見てもらいたいのですが、私は總理から仰せられたというやうなことは一言半句も言つておりませんから、この点だけは了承願ひします。

○千賀委員 總理大臣の私に対する御答弁をまだいたしておりません。

○青田國務大臣 六・三制の問題については、さういふ文部大臣が来ておられますから、文部大臣から詳細にお答え願ひいたします。

それから松野君の御質問は、先ほど松浦君に対して答えた通りであります。それを二度繰返してお答えすることとは、時間の關係上お断りいたします。

○松野委員 先ほど松浦君に対する御答弁は、私はいくらか頭が悪くても、わずか十分前の御答弁は速記を見なくてもわかりました。松浦君に対する御答弁では、財政の均衡を保つために、どうしても地方財政委員会の案を容れられなかつたというのを言われたので、私は速記を見なくてもそれくらいのことでは覚えております。容れられなかつたとおつしやる、不均衡だとおつしやるが、どの点が不均衡であるか聴きたい。野溝國務大臣の御答弁は要しません。どこが不均衡だ、酒、タバコの税が不均衡だという点でいいからお答え願ひたい。

○青田國務大臣 ただいまの御質問について、一点でいいとおつしやつた。それでは申し上げます。たとえば専賣のタバコとか酒とかいうものに対しては比率的な地方税をかけるという問題

は、すでに今日間接税の負担が國民に對して非常に重く、さらに何百億に上る消費税をかけることは、國民の負担力その他を考へて、政府としてはこれ以上地方税をとることは不適当であると考えてこれを承認しなかつたのであります。

○松澤(兼)委員 總理大臣がいらつしやる間に申し上げたいのです。先ほど松野君に対する御答弁の中だつたと思いますが、地方財政委員会の答申云々という言葉があつたのですが、地方財政委員会がやるといふことについては、國の公益と地方公共團體の自主性を調和するために計画立案する云々という言葉があつたように考へるのであります。この委員会は普通の諮問機関ではありませんので、これまで使われておりました答申という言葉は不適当ではないかと考へるのであります。おそらく總理大臣は諮問機関であるといふうちにこの委員会を了解せられてはいないだらうと思ふのであります。そういう点から答申という言葉は不適当ではないかと存するのであります。この点は御訂正なさつた方がよろしくないかと思ひます。

○青田國務大臣 訂正いたします。

○千賀委員 總理大臣に伺ひますが、私は文部大臣のお話だけを伺ひたいので、大蔵大臣がやれということと両方やつておれば、國民はどちらか欠けなければならぬことになつてくる。それをあなたは總理大臣としてどういふふうに調整をしておいでになりますか。またあなたは國民に、憲法の章條の普通教育に対して負担を負わぬでもいい、この三つをどういふふうにして

ガバーナとしての任務をお果しになるのか、そこを伺ひたいのであります。われ／＼國民の進むところをお示しくだされば、どちらを軽くしていいかということはおのずから國民にわかつてくる。

○青田國務大臣 ただいま憲法のことをお話になりましたから、第一点の憲法のことをお答えします。憲法の第二十六條の二項のことをおつしやつた。「すべて國民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」という意味は學校をも政府がたてて建てるといふことを言つておるのではない。義務教育を無償とするというのは、原則として授業料はとらないというのであつて、義務教育を無償とするというのは、旧憲法時代から日本政府が採用し來つた習慣であります。その当時といへども地方自治團體の行つた國民教育は、地方自治團體の經費によつて賄ふことが原則になつておつた。しかし今回六・三制という新たな制度を設けて、地方の負担も非常に多いから、その建築費については中央の國庫から建築に補助を與えるといふことに直したのであります。憲法の問題はそれでおわかりになつたらうと思ひます。

○千賀委員 だからいろいろ／＼な形の負担を國民にかけていつてはいかぬのでしよう。大蔵省、文部省の言ひ通りにやれば、地方は寄附をせざるを得ぬことになつてくる。そこで。

○青田國務大臣 近來地方において、たとえば警察署の建築とか、あるいはその他の官公廳の宿舍の建築とか、いろいろ／＼名義において地方に寄附金を

昭和二十三年九月二十日印刷

昭和二十三年九月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局